

総務常任委員会

1 開 議 平成31年3月12日(火) 午前10時00分

2 場 所 7階 委員会室1

3 付議事件及び順序

日程第1 議案第19号 大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第2 議案第20号 大田原市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 議案第21号 大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議案第22号 大田原市特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第23号 大田原市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案第31号 大田原市議会議員及び大田原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第34号 那須地区広域行政事務組合同規約の一部変更に伴う協議について

総務常任委員会名簿

委員長	菊池久光	出席
副委員長	櫻井潤一郎	出席
委員	鈴木央	出席
	深澤賢市	欠席
	大豆生田春美	出席
	高野礼子	出席
	千保一夫	欠席

当局	総合政策部長	櫻岡賢治	出席
	総務課長	渡邊和栄	出席
	政策推進課長	斎藤達朗	出席
	選挙管理委員会事務局長	吉成絹子	出席

事務局	藤田昌子	出席
-----	------	----

◎開 会

午前10時00分 開会

○委員長（菊池久光君） ただいまの出席委員は5名であり、定足数に達しております。これより総務常任委員会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレットのとおりであります。

当局の出席者は、櫻岡総合政策部長、渡邊総務課長、斎藤政策推進課長、吉成選挙管理委員会事務局長です。

◎議案第19号 大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（菊池久光君） それでは、日程に従い議事に入ります。

まず、日程第1、議案第19号 大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長（櫻岡賢治君） 議案第19号 大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案書33ページ、議案書補助資料をごらんください。改正理由としましては、長時間労働の是正のための措置として、職員の時間外勤務命令の上限時間等を規則に規定することに伴い、同条例に規則への委任事項を定めるため、関係部分を改正するものでございます。

詳細につきましては、総務課長からご説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○委員長（菊池久光君） 総務課長。

○総務課長（渡邊和栄君） それでは、新旧対照表によりご説明いたしますので、34ページをごらんください。

第8条に次の1項を加えます。3項としまして、「前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。」。

議案書、32ページにお戻りいただきまして、附則としまして、この条例は平成31年4月1日から施行する旨規定いたします。

以上で議案第19号の説明を終わります。

○委員長（菊池久光君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いいたします。

(「なし」と言う人あり)

○委員長(菊池久光君) 意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第19号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長(菊池久光君) 異議なしと認めます。

よって、議案第19号 大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第20号 大田原市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長(菊池久光君) 次に、日程第2、議案第20号 大田原市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長(櫻岡賢治君) 議案第20号 大田原市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案書37ページをごらんください。議案書補助資料をごらんください。改正理由としましては、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴い、参照条文が変更となったため、関係部分を改正するものです。

なお、本改正は、同法律の項ずれによる改正でありまして、参照条文の内容に変更はございません。

詳細につきましては、総務課長よりご説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○委員長(菊池久光君) 総務課長。

○総務課長(渡邊和栄君) それでは、新旧対照表によりご説明いたしますので、38ページをごらんください。

第4条第2号中の「第104条第4項第2号」を「第104条第7項第2号」に改めます。

議案書36ページにお戻りいただきまして、附則としまして、この条例は平成31年4月1日から施行する旨規定いたします。

以上で議案第20号の説明を終わります。

○委員長(菊池久光君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

(「なし」と言う人あり)

○委員長(菊池久光君) 質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いいたします。

(「なし」と言う人あり)

○委員長(菊池久光君) 意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第20号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長（菊池久光君） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号 大田原市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第21号 大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（菊池久光君） 次に、日程第3、議案第21号 大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長（櫻岡賢治君） 議案第21号 大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案書41ページ、議案書補助資料をごらんください。改正理由としましては、市長の附属機関として2機関を新設し、1機関を廃止すること、あわせて教育委員会の附属機関として2機関を新設し、1機関を廃止することに伴い、関係部分を改正するものです。

詳細につきましては、総務課長よりご説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○委員長（菊池久光君） 総務課長。

○総務課長（渡邊和栄君） それでは、新旧対照表によりご説明いたしますので、42ページをごらんください。

別表第2条関係、市長の部では、大田原市新庁舎整備推進委員会の項を削り、新たに大田原市市の鳥選考委員会を設置し、担当事務としまして市の鳥の選考に関する事務とします。

次に、大田原市認知症初期集中支援チーム検討委員会の項の次に、新たに大田原市生涯活躍のまち推進協議会を設置し、担当事務としまして生涯活躍のまちの推進に関する事務とします。

教育委員会の部では、大田原市歴史文化基本構想策定委員会を廃止し、新たに大田原市文化財保存活用地域計画協議会及び名勝おくのほそ道の風景地八幡宮（那須神社境内）保存活用計画策定委員会を設置し、担当事務としましてそれぞれ文化財保存活用地域計画の作成等に関する事務、名勝おくのほそ道の風景地八幡宮（那須神社境内）保存活用計画の策定に関する事務とします。

議案書40ページへお戻りいただきまして、附則としまして、この条例は平成31年4月1日から施行する旨規定いたします。

以上で議案第21号の説明を終わります。

○委員長（菊池久光君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

大豆生田委員。

○委員（大豆生田春美君） 市長の附属機関と教育委員会の附属機関と新設が2つずつあると思うのですが、それぞれの委員構成と選考方法についてお伺いいたします。

○委員長（菊池久光君） 総務課長。

○総務課長（渡邊和栄君） まず、大田原市市の鳥選考委員会、これ新たに設置される委員会ですが、そち

らの委員構成としましては10名以内となっております、市民の代表者が3名、市議会議員1名、関係機関または団体の代表者2名、識見を有する者4名ということで予定しております、選出方法につきましては市民の代表者は大田原市区長連絡協議会からの推薦として3名、市議会議員につきましては議会の推薦で1名、それから関係機関または団体の代表者、こちらにつきましては大田原商工会議所会頭または会議所からの推薦、大田原市観光協会会長または観光協会からの推薦ということでそれぞれ1名、識見を有する者、こちら4名ですが、日本野鳥の会栃木県支部からの推薦、また栃木県自然環境課職員、これ県の組織ですけれども、栃木県自然環境課の職員、大田原市の教育委員会の委員、大田原市ふれあいの丘自然観察館館長それぞれ1名ということで予定おります。

次に、大田原市生涯活躍のまち推進協議会についてご説明いたします。委員構成は、協議会は20人以内の委員をもって組織ということになっておりまして、介護保険及び地域福祉に関し識見を有する者、まちづくり及び地域振興に関し識見を有する者、その他市長が必要と認める者ということで予定しております。選出方法につきましては、所属団体からの推薦によって選出ということで、まだ具体的にはその団体というのは検討の段階であります。

次に、教育委員会のほうに移ります。大田原市文化財保存活用地域計画協議会、こちらのほうの委員構成になります。文化財の所有者、それから文化財に関係する機関、団体の代表者、歴史または文化に関し識見を有する者、商工に関係する機関、団体の代表者、観光に関する団体の代表者、市民の代表者、栃木県職員、市職員ということで20人以内ということで規定しておりますが、15名を予定しております。選出方法につきましては、歴史文化基本構想策定委員会の委員を引き継ぎまして、新たな構成員として不足します文化財の所有者、それから商工に関係する機関、団体の代表者を追加する予定となっております。

最後に、名勝おくのほそ道の風景地八幡宮（那須神社境内）保存活用計画策定委員会、こちらの委員の構成及び選出方法についてご説明いたします。10人以内ということで規定しております、学識経験を有する者、当該文化財の所有者及び管理関係者、あわせましてその2つに掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者としております。選出方法につきましては、那須神社に係る建造物、景観、歴史等の分野での専門的識見を有する者で、職歴及び研究、活動実績等を勘案して、事務局で人選する予定となっております。

以上で説明を終わります。

○委員長（菊池久光君） 開会中ではありますが、傍聴の申し出がありましたので、これを許可してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 傍聴を許可いたします。

（傍聴者入室）

○委員長（菊池久光君） それでは、引き続き質疑のある方、お願いします。

鈴木委員。

○委員（鈴木 央君） 今お伺いしまして、4つの新しい組織が新年度スタートするわけなのですが、それぞれ一応予定というか、もう少しつごろ組織を整えるというか、準備をしてスタートするか、一応目安としていつごろをご予定されているか、お願いします。

○委員長（菊池久光君） 総務課長。

○総務課長（渡邊和栄君） まず、市の鳥選考委員会につきましては、4月に第1回目の会議を開催する予定となっております、4月、6月、8月にそれぞれ1回ずつ、会議を3回開催する予定となっております。

次に、大田原市活躍のまち推進協議会のほうですが、会議のほうは7月、それから来年の2月ということで、最初の会議をことしの7月開催予定となっております。

次に、文化財保存活用地域計画協議会につきましては、最初の会議を5月、それから2回目が11月、3回目が来年の2月ということで、最初の会議を5月に開催する予定となっております。

最後に、名勝おくのほそ道の風景地八幡宮（那須神社境内）保存活用計画策定委員会につきましては、6月に最初の会議、2回目が9月、3回目が12月ごろということで、最初の会議を6月に開催する予定となっております。

以上です。

○委員長（菊池久光君） ほかに質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

続きまして、意見がある方はお願いいたします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第21号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号 大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について、原案を可とすることに決しました。

◎議案第22号 大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（菊池久光君） 次に、日程第4、議案第22号 大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長（櫻岡賢治君） 議案第22号 大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案書45ページ、議案書補助資料をごらんください。改正理由としましては、新たに7職名を設置し、2職名を廃止することから、関係部分を改正するものです。

詳細につきましては、総務課長からご説明申し上げますので、よろしくご説明いたします。

○委員長（菊池久光君） 総務課長。

○総務課長（渡邊和栄君） それでは、新旧対照表によりご説明いたします。

新旧対照表は46ページと47ページになっておりますが、46ページをごらんください。別表中、新庁舎整備推進委員会委員の項を削ります。

次に、プロポーザル審査会委員の項の次に市の鳥選考委員会委員を新設し、その報酬としまして日額6,400円と定めます。

次に、認知症地域支援・ケア向上事業嘱託医の項の次に認知症地域支援推進員を新設し、その報酬として日額9,500円と定めます。

また、生涯活躍のまち推進協議会委員を新設し、その報酬として大学教授等は日額1万5,000円、その他の委員は日額6,400円と定めます。

介護認定調査員の項中、日額を「同」に改め、同表、歴史文化基本構想策定委員会委員の項中、「歴史文化基本構想策定委員会委員」を「文化財保存活用地域計画協議会委員」に改め、同項の次に名勝おくのほそ道の風景地八幡宮（那須神社境内）保存活用計画策定委員会委員を新設し、その報酬として大学教授等は日額1万5,000円、その他の委員は日額1万2,000円と定めます。

学校給食センター運営委員会委員の項の次に地区公民館長を新設し、その報酬として月額20万円以内で、市長が定める額と定めます。

最後に、美術指導相談員の項の次に国体準備担当調整官を新設し、その報酬としまして月額18万円と定めます。

議案書44ページにお戻りいただきまして、附則としまして、この条例は平成31年4月1日から施行するその旨規定いたします。

以上で議案第22号の説明を終わります。

○委員長（菊池久光君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

櫻井委員。

○委員（櫻井潤一郎君） 私から、認知症地域支援推進員が新設をされておりますけれども、これに関しましては大田原市認知症総合支援事業実施要綱が平成29年4月1日から施行されているのですけれども、新たに追加になったということは、今まで推進員がいなかったのかどうか。それと、もしここで規定するのであれば、定数等何名ぐらいなのか、お伺いいたします。

○委員長（菊池久光君） 総務課長。

○総務課長（渡邊和栄君） それでは、ご説明いたします。

大田原市認知症総合支援事業実施要綱につきましては、平成29年4月1日から施行されておまして、そのときに市の高齢者幸福課地域支援系の職員が、この認知症地域支援推進員の業務を行っておりました。ですから、今までは1名ということでこの業務を行っておまして、業務のほうはやはり増えてきたということで、今後認知症総合支援事業を円滑かつ効果的に実施するため、現在係内の職員1名に加えまして、さらに1名、非常勤特別職として7月1日から委嘱する予定となっております。ですから、7月1日以降は2名体制でこの業務を行っていく形になります。

以上で説明を終わります。

○委員長（菊池久光君） 櫻井委員。

○委員（櫻井潤一郎君） 続きまして、国体準備担当調整官というものが新設されましたが、新たに4月か

ら国体推進課という課が新設されるかと思うのですけれども、この方の国体準備担当調整官は新しいポストかなと思いますが、仕事の内容というものはどういうことなのでしょう、お伺いいたします。

○委員長（菊池久光君） 総務課長。

○総務課長（渡邊和栄君） 平成31年度の組織改編に伴いまして、現在スポーツ振興課内にあります国体準備係のほうは4月1日から国体推進課のほうに業務が移るということで、今の予定としましては栃木県の教育委員会職員、先生だった方を国体の準備ということで、その方をお願いする予定となっております、主に事業のほうの、係が2つあるのですが、事業係のほうの業務ということで携わっていただく予定となっております。

以上で説明を終わります。

○委員長（菊池久光君） ほかに質疑が内容でありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いいたします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第22号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号 大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案を可とすることに決しました。

◎議案第23号 大田原市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（菊池久光君） 次に、日程第5、議案第23号 大田原市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長（櫻岡賢治君） 議案第23号 大田原市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案書50ページ、議案書補助資料をごらんください。改正理由としましては、平成31年4月1日に採用が内定している職員のうち、新たにスクールソーシャルワーカーとして社会福祉士の職名となるものがあるため、関係部分を改正するものです。

詳細につきましては、総務課長からご説明申し上げますので、よろしくお伺いいたします。

○委員長（菊池久光君） 総務課長。

○総務課長（渡邊和栄君） それでは、新旧対照表によりご説明いたしますので、51ページをごらんください。

別表第2の基準となる職務に、社会福祉士及び主任社会福祉士を加えます。

議案書49ページにお戻りいただきまして、附則としまして、この条例は平成31年4月1日から施行する旨規定いたします。

以上で議案第23号の説明を終わります。

○委員長（菊池久光君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いいたします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第23号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号 大田原市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第31号 大田原市議会議員及び大田原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（菊池久光君） 次に、日程第6、議案第31号 大田原市議会議員及び大田原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきまして、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（吉成絹子君） 議案第31号 大田原市議会議員及び大田原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案書84ページ、議案書補助資料をごらんください。この条例改正の趣旨につきましては、公職選挙法の一部を改正する法律が平成29年6月21日に公布され、平成31年3月1日に施行されたことに伴い、これを準用する大田原市議会議員及び大田原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正するものであります。

今回の公職選挙法の改正は、都道府県または市の議会の議員の選挙において、候補者の政策等を有権者が知る機会を拡充するため、候補者が選挙運動のためのビラを頒布することができることとなりました。この改正に伴い、市長選挙同様に当該ビラの作成を公費負担することについて、必要な事項を定めるため、所要の改正を図るものであります。

それでは、条例改正の内容についてご説明をいたしますので、85ページの新旧対照表をごらんください。こちらの新旧対照表にありますように、市長選挙に限定する文言を削除し、選挙用ビラの作成についても市議会議員選挙にも対応させるものであります。

それでは、条例第1条、趣旨につきましては、「及び法」を「、法」に改め、「並びに市長の選挙にお

ける」を「及び」に改めるものであります。

次に、条例第9条、選挙運動用ビラの作成の公費負担では、「大田原市長の選挙における」及び「（以下「市長選挙の候補者」という。）」を削るものであります。

次に、条例第11条、選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払い手続につきましては、「市長の選挙の」を削るものであります。

議案書83ページにお戻りください。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものであります。なお、公職選挙法の一部を改正する法律の施行日は、平成31年3月1日となります。

以上で議案第31号 大田原市議会議員及び大田原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終了といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（菊池久光君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

大豆生田委員。

○委員（大豆生田春美君） 確認をさせていただきたいと思うのですが、7円51銭でつくるということなのですけれども、市議会議員の方は4,000枚までが最高ということですのでよろしいのですね。それと、これは告示用の配布ですので、4,000枚には全て証紙を張ったものを配らなければいけないという捉え方でよろしいですね。

○委員長（菊池久光君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（吉成絹子君） 質疑の件についてお答えいたします。

選挙管理委員会に届け出をしますと、選挙管理委員会から証紙をお配りいたします。それは4,000枚以内となっております。ポスターですが、2種類までとなっております、製作枚数は合わせて4,000枚以内ということになります。

以上です。

○委員長（菊池久光君） ほかに質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いいたします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第31号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 異議なしと認めます。

よって、議案第31号 大田原市議会議員及び大田原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第34号 那須地区広域行政事務組合同規約の一部変更に伴う協議について

○委員長（菊池久光君） 次に、日程第7、議案第34号 那須地区広域行政事務組合同規約の一部変更に伴う協議についてを議題といたします。

この件につきましては、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長（櫻岡賢治君） 議案第34号 那須地区広域行政事務組合同規約の一部変更に伴う協議についてご説明いたします。

議案書98ページ、議案書補助資料をごらんください。議案の概要ですが、那須地区広域行政事務組合の共同処理する事務であることも発達支援センターなすの園の財産の譲受人に対する補助金の交付に関する事務について、補助金の交付に関する事務が本年3月をもって終了するため、那須地区広域行政事務組合同規約の一部変更に伴う関係市町による協議のため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、政策推進課長からご説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○委員長（菊池久光君） 政策推進課長。

○政策推進課長（斎藤達朗君） それでは、説明をいたします。

改めまして、議案の概要ですが、こども発達支援センターなすの園につきましては、既に民営化が決定され、施設民営化の移譲先法人として社会福祉法人エルム福祉会が平成30年4月から運営を行い、あわせて新しい施設を建設中であります。この施設整備に伴い、財産の譲受人に対する補助金の交付に関する事務が本年3月をもって終了するため、組合同規約の一部変更に伴う関係市町による協議のため、議会の議決を求めるものであります。

規約の変更内容につきまして、新旧対照表でご説明いたしますので、1ページ進んでいただきまして、99ページをお開きください。左側が改正前、右側が改正後となります。第3条は、共同処理する事務の規定でありまして、第13号を削除する改正となります。

2ページ戻っていただきまして、97ページをごらんください。附則として、この規約は平成31年4月1日から施行するとしております。

なお、この規約の変更内容につきましては、最終的に栃木県知事の許可が必要となりますので、改正条文につきましては事前に栃木県市町村課と協議済みであることを申し添えます。

以上で説明を終わ리と思ひます。

○委員長（菊池久光君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 質疑がないようでありまして、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いたします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 意見がないようでありまして、それでは採決いたします。

議案第34号につきまして、原案を可とすることに異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 異議なしと認めます。

よって、議案第34号 那須地区広域行政事務組合同規約の一部変更に伴う協議につきましては、原案を可とすることに決しました。

◎閉 会

○委員長（菊池久光君） 以上で当委員会に付託されました案件については終了いたしました。
これにて総務常任委員会を散会いたします。

午前10時35分 閉会